



# 即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net HP : http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座 : 00120-3-29325 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

## 号外

### 一審差し戻しの第二次「差し止め」裁判

→ 第1回口頭弁論 10月14日(水)に決定!

裁判は続いています!!!!

新型コロナの感染拡大で、社会全体が機能不全を起し始めて半年が経ちます。原告のみなさま、無事お過ごしでしょうか。私たち即位・大嘗祭違憲訴訟の会事務局は、強力な弁護団とともに、その余波をあびつつも地道に活動を続けています。

昨年12月24日、控訴審で「原判決破棄・一審差し戻し」となった第二次差し止め訴訟は、差し戻されたまま一度も開廷に至っていませんでした。理由は言うまでもありませんが、その期日が決まる前に、東京を中心に感染が拡大した新型コロナ問題にあります。5月20日(水)に予定されていた「損害賠償請求部分」の第6回口頭弁論も、延期を言い渡されたままです。しかし、第二次「差し止め訴訟」の第1回口頭弁論の期日が決まり、「損害賠償請求」もほぼ決定に近いところまで来ています。裁判は休眠状態のように見えていましたが、動き出しています。「差し止め」請求分と「損害賠償」請求分の準備を急ぐ弁護団も、期日とにらめっこで頑張っておられます。期日をご確認の上、ぜひお集まりください。

### 第二次差し止め訴訟第1回口頭弁論

複雑な事態となっているこの即位・大嘗祭違憲訴訟はいまどうなっているのか。にわかには理解し難いものとなっていますが、大雑把に確認しておきます。この訴訟は「即位・大嘗祭違憲訴訟」として始まりました。この訴訟自体が、第一次訴訟と第二次訴訟と分かれています。そしてそのそれぞれが、裁判所によって「差し止め請求分」と「損害賠償請求分」に分割されました。まずは「差し止め請求」裁判ですが、第一次訴訟は地裁却下・高裁棄却と続きあつという間に昨年10月、最高裁も上告棄却という、腹立たしくも不当な審理なしの判決で終わりました。第二次訴訟も地裁却下でしたが、高裁で意外な「原判決破棄・一審差し戻し」判決。しかし、地裁にも

どされたところで、この二次訴訟はさらに納税者訴訟(行政訴訟)と差し止め訴訟(人格権)の二つに分離させられ、納税者訴訟は棄却となって再度控訴しています。結局、差し止め訴訟も二つに分けられ、複数の訴訟を抱えることとなったわけです。それが今年3月のことで、そのまま現在に至っています。そして8月になり、「人格権」の方の差し止め訴訟の期日が決まりました。以下の通りです。

#### 差し戻し第1回口頭弁論

2020年10月14日(水) 13:15~ 708号法廷にて

\*傍聴券抽選のため30分ほど前にはお越し下さい。コロナ感染対策として傍聴席は10名ほどに限られますが、たくさんの傍聴希望者で法廷を応援しましょう。法廷後、報告集会を行います。ぜひご参加下さい!

### 「損害賠償請求部分」の裁判

→ 第6回口頭弁論 12月21日(月)予定!

こちらの方は、第一次訴訟と第二次訴訟が併合された形で口頭弁論が進んできました。先に書きました通り、コロナ禍で第6回口頭弁論が延期されたままでしたが、それもやっと期日がほぼ決まりそうです。まだ確定とはいええない段階ではありますが、とりあえずスケジュールに入れておいてください。

#### 第6回口頭弁論

2020年12月21日(月) 14:30~(予定)

\*日時が確定しましたら、法廷の詳細とともに、後日改めてお知らせいたします。

◆ ◆ ◆  
\*法廷、報告集会等には、体調とご相談の上、マスク着用でお集まり下さい。

\*2020年度の年会費未納の方は、ご送金よろしくお願います。

■3000円/一口

■郵便振替口座 : 00120-3-29325

名 義 : 即位・大嘗祭違憲訴訟の会



## 大嘗祭のコメ収穫、知事出席は「政教分離違反」 京都府に住民監査請求

昨秋に行われた天皇即位に伴う「大嘗祭（だいじょうさい）」の諸儀式に、京都府の西脇隆俊知事らが公務で参列したのは憲法が定める政教分離の原則に反するとして、府内の大学教員や宗教関係者ら12人が21日、公費約46万円の返還を求めて府監査委員に住民監査請求を行った。

請求書で、大嘗祭の諸儀式について「明白な天皇家の私的な宗教行為」と主張。昨年9月に南丹市八木町で大嘗祭に使うコメを収穫した「斎田抜穂（さいでんぬきほ）の儀」や、11月の主要儀式「大嘗宮の儀」などに知事や府職員が参列し、旅費や給与を支出したことは違憲として、公費の返還を知事に勧告するよう求めている。

請求人代表の菱木政晴さん（70）は「天皇代替わりの儀式は違憲行為のオンパレード。それを明らかにすることは、日本国憲法の中で暮らす者の責務だ」と述べている。

平成の代替わりの際、当時の知事らが大嘗祭の儀式に参列したことの違憲性を問う訴訟が各地で行われたが、最高裁はいずれも合憲としている。府農産課は「判例に照らし、政教分離に反していないと判断した。宗教的な儀式の性格を持っていることは否定できないが、社会的儀礼の範囲内で参列した」としている。

（京都新聞 2020年8月21日）

\*\*\*\*\*

## 京都の主基田抜き穂の儀に対し京都府民12名が、2020年8月21日に住民監査請求書を提出

去る9月8日（火）京都府庁監査請求委員会の会議室にて陳述を行いました。

- ・監査委員は、小林、森、岡本、井上の4名。
- ・農林水産課から3名が出席。（名前は不明）
- ・住民側の陳述者4名。それぞれ6分の陳述と書面の提出を行いました。  
その後、担当部所であった農林水産課の陳述が20分程度ありました。  
これらの内容は『反天市民1700』に掲載準備中です。
- ・今後の日程は、10月20日頃に判断が示される予定です。応援しよう。